

9月定例会一般質問原稿

日本共産党
萬代弘美

日本共産党の萬代弘美です。

1. 知事の政治姿勢について

質問の第一に、知事の政治姿勢について伺います。

(1)「税と社会保障の一体改革」について

まず、「税と社会保障の一体改革」についてです。

政府が6月に決定した「税と社会保障の一体改革」とは、いかに消費税増税をすすめるかが、最大の目的の改革で、社会保障費に対する国と大企業の負担を軽減し、国民には消費税増税と社会保障の給付削減を迫るものです。

医療や介護では、病院の入院日数を短縮し、介護施設への入所も重度の人にしぼることがねらわれています。また、現行の医療費の3割負担に加え、外来受診のたびに数百円を上乗せする「受診時定額負担」を導入しようとしています。

保育では、公的保育制度をつぶし、保育の確保を親の自己責任にする「子ども・子育て新システム」に転換しようとしています。その実体は、行政が保育の提供義務を負い、保育所の運営費を出している現行制度を撤廃し、保育サービスを親が代金を払って市場で買う仕組みに変質させることです。

年金では、支給開始年齢は現在、60歳から65歳へ段階的に先送りされていますが、それをさらに68歳ないし70歳まで引き上げようとしています。

また、最後のセーフティーネットある生活保護についても、「働くことができる人は働く社会へ」という聞こえのいい言葉で、3年から5年ごとに保護廃止を検討する事実上の「有期制」を導入しようとするものです。

税においては、2010年代半ばまでに消費税率を10%まで引き上げる増税法案を、来年3月までに国会に提出するとしています。

低所得者ほど負担率の重い消費税を主財源に据えることは、「能力に応じて負担し、必要に応じて給付する」という社会保障の原則を根こそぎ破壊し、貧困と格差をいっそう拡大させるものです。

消費税を10%に引き上げ、社会保障を悪くする「一体改革」では、県民の命と暮らしを守ることはできません。国に対し、撤回を求めるべきと考えますが、所見を伺います。

(2)「地域主権改革」と県の条例化について

次に、「地域主権改革」と県の条例化についてです。

地域主権一括法が、可決、成立したことにより、保育所等の福祉施設をはじめ、公営住宅や河川、

道路にかかわる基準など、これまで国で規定されていたものを、地方自治体の条例に委任されることになりました。

自治体では、来年4月までに必要な条例を制定することとなっていますが、いまだに国の政省令等が示されておらず、今後の対応に不安の声が多数出されています。

自治体の自主性が増すこと自体は、好ましいことですが、三位一体改革、集中改革プランなどのこの間の自治体構造改革により、自治体は、財政も人も厳しい状況に置かれている中で、児童福祉法の最低基準、老人福祉法、介護保険法、障害者自立支援法など、生存権保障の基準について国が定めてきた基準を地方に委任することは、基準の引き下げが懸念されるどころです。

昨年11月2日、全国知事会は「最低ラインの引き下げが目的ではない。プラスの判断をどこが行うかという議論をすべき」との見解を述べています。

自治体の役割は、地域住民の福祉を増進し、住民が安全・安心に生活できる環境を提供することです。具体的な条例化にあたり、福祉施設の設備・運営基準は、子どもや老人、障がい者の命と基本的人権にかかわるものであり、現行の自治体の基準を維持することはもとより、さらに改善することが必要です。

条例化にあたっては、「地域の自主性を高める」との法律主旨に基づき、これまでの国の最低基準をより引き上げるべきと考えますが、所見を伺います。

2. 松枯れ対策・森林再生について

質問の第二に、松枯れ対策・森林再生について伺います。

出雲市では、2008年5月に行った農薬の空中散布後に、1,100人余りの児童、生徒などが、目の充血や、のどの痛みなどを訴える健康被害が発生し、「空散は、その絶対的安全性が確立するまでは実施しない」との方針で、2009年度から空散を中止しています。

県内では、松江市や雲南市でも中止され、現在、空散を実施しているのは隠岐の一部、70ヘクタールのみとなっています。

出雲市の北山山地では、市民の健康維持・増進と両立しうる有効な対策方針のもと、現在、森林保全に向けた取り組みが実施されています。

そこで、伺います。

松枯れ対策、災害防止事業の実施状況ならびに、県としての評価を伺います。

研究者は、散布された農薬、スミパインMCに含まれる防腐剤が、健康被害の主な原因であり、防腐剤は「土壌の中の菌類を殺し、土壌微生物環境を壊し、松枯れの悪化、松や広葉樹の生育環境を悪化させる心配がある」と指摘しています。そして、松林や森林再生のために、マツ枯れの根もとの土壌を正確に診断する、土壌診断実施を提案されています。行政、専門家、住民の知恵を集めた取り組みが重要です。

また、土砂災害などの危険から住民を守るため、北山山系における山の斜面単位ごとに細かく危険箇所を調査し、樹種転換など森林再生に向けた森林防災機能の強化が必要です。予想を超えた豪雨などが発生することも想定して、防災対策の見直し、避難体制の強化に向けた抜本的な取り組みを求めますが、所見を伺います。

昨年から今年にかけて、猛暑、少雨の影響などもあって、北山の松枯れが急速に広がりました。現在、県も参加する「出雲市松枯れ再検討会議」で、森林再生に向けた松枯れ対策の再検証がすすめられているところです。

空中散布による「健康被害が否定できない」中で、空中散布は再開すべきではないと考えますが、所見を伺います。

山林の荒廃の原因の一つに、人間が山に入らなくなったことが挙げられます。山を守るためには、人が積極的に山に入る仕掛けづくりが必要と考えます。

地元住民などによる自主的な森林保全活動に対して、県として財政的・技術的支援を行うべきと考えますが、所見を伺います。

3. 雇用問題について

質問の第三に、雇用問題について伺います。

雇用をめぐる情勢は、依然として厳しい状況が続いています。総務省の労働力調査によると、今年7月の完全失業率は、全国で4.7%であり、完全失業者数は292万人にも上っています。

島根県では、今年7月の全体の有効求人倍率は0.83倍ですが、正社員の有効求人倍率は0.48倍と低い水準にあり、正社員として働きたくても働けない、深刻な状況にあります。

これまで島根県をはじめ、全国各地の自治体で、雇用創出、地域振興の名のもと、誘致企業・大企業呼び込みのための産業基盤整備と誘致補助金の大盤振る舞いが行なわれてきました。企業誘致のためには、他の自治体より「条件をよくする」ことが必要だと、バラマキの競い合いが行なわれました。

しかし、当初の誘致計画を大幅に下回り、その結果、荒廃した「工業用団地」と多額の住民負担が残されるという事態となっています。

そこで、伺います。

地域経済をよくするためには、「誘致企業・大企業さえ呼び込めば、そのおこぼれで地域が栄える」という呼び込み方式ではなく、地域に根ざした中小企業、地場産業など、地域に現にある力を育て、伸ばすことによって雇用と消費を増やし、さらに力をつける「内発型・循環型」の地域振興策にこそ、重点を置くべきと考えますが、所見を伺います。

次に、誘致企業の雇用拡大における社会的責任についてです。

県は誘致企業に対して、平成19年度から平成22年度の4年間で、71億円余の企業立地促進助成金を投入しています。

しかし、誘致企業は、この間、求人数、採用数を大幅に減らしています。県内立地企業43社の調査比較では、今年4月の採用者数は2年前と比べて、約40%減少しています。

県として、誘致企業に対し、雇用の拡大、正規採用の拡大などの社会的責任を果たすよう、強く働きかけるべきと考えますが、所見を伺います。

4. 障がい者福祉について

質問の第四に、障がい者福祉について伺います。

まず、「島根県障がい者特別対策事業」についてです。

この事業には、「事業者に対する運営の安定化等を図る措置」「新法への移行等のための円滑な実施を図る措置」「福祉・介護人材の処遇改善を図る措置」など、自立支援法のもとで起きた問題解消に向け、緊急、応急対策としての色々な事業が含まれています。

例えば、「島根県障がい者自立支援特別対策事業」の通所サービス等利用促進事業が今年度末で終了することに対して、事業所から不安の声が上がっています。

障がい者や事業者に不安、混乱をもたらすことがないように、特別対策事業の継続・拡充に向けて、県としての積極的な対応を求めますが、所見を伺います。

次に、就労継続支援B型施設に対する支援について伺います。

就労継続支援B型は、就労の機会を提供するとともに、生産活動を通して、知識や能力の向上を図るための訓練施設です。

就労継続支援B型は、就労支援だけでなく、利用者や地域の多様なニーズにこたえて、登録利用者全般にかかわる家庭や地域で起きた緊急時の支援や、特別支援学校の生徒の職場実習の受け入れなども行っています。しかし、これらのサービスに対し、現在の日額制の報酬では、まったく反映されていません。

日額制のため、収入に不安定さがある上に、職員配置も20人の定員にわずか2人の配置基準となっており、小規模施設への配慮がなされてない、厳しい条件のもとで運営されています。

そこで、伺います。

国の制度として、小規模施設に配慮した報酬の見直しを求めることは当然ですが、県として、実態を調べ、実習等の受け入れに対する助成を行うとともに、地域で障がい者の暮らしを支えるために相談支援センターとの連携ができる仕組みを充実させるなどの支援を求めますが、いかがですか。

次に、障がい者のバス運賃等を助成する支援策の拡充についてです。

就労継続支援B型など通所訓練施設の利用者の中には、送迎支援を利用されている人もありますが、公共交通機関、JRや路線バスなどを利用して通所する人があり、わずかな作業工賃の中から交通費等を出すと、いくらも残らない状況があります。

障がい者が、こうした施設で働くことなど、社会参加をしていく上で、移動支援をはじめ、公共交通機関を利用しやすくすることは欠かせません。

現在、身体障害者手帳、療育手帳保持者に対しては、乗車運賃の2分の1の割引補助制度がありますが、精神障害者保健福祉手帳保持者は対象外となっています。

そのため、松江市など市町村によっては独自施策で、精神障がい者を含めた、障がい者全般を対象として、バスの運賃を無料にしています。

県の制度として松江市の制度に合わせて、市町村での格差をなくすよう、交通費助成を充実させるべきと考えますが、所見を伺います。

次に、障がい者には、情報が入りにくいため、必要な制度の手続きや活用ができないという問題があります。

障がい者からは、「福祉のしおり」や「サービスガイドブック」などを発行してほしいという声が上がっています。重い難聴の人が制度を知らなかったために、年金の請求をしないまま、長い間放置されていた事例もありました。

また、障がい者の各種減免制度の活用や必要な支援サービスから取り残されている障がい者も少なくないと聞きます。

障がいの特性も配慮しながら、必要な情報を伝えることは、行政の当然の仕事ではないでしょうか。

県内では、独自に福祉のしおりなどを発行している自治体もありますが、小さい自治体では、独自に発行することが困難であり、県としての発行を求める声もあります。

県としての支援が必要と考えますが、所見を伺います。

5. 教育問題について

最後に、教育問題について伺います。

まず、不登校の子どもたちに対する支援策の充実について伺います。

2010年度に、30日以上学校を欠席した不登校の小中学生は、東日本大震災の被災3県を除き、全国では11万4,971人です。

島根県では、小学生190人、中学生561人で、小中あわせて751人です。ピーク時の2000年前後に比べて、減少傾向にあります。大きな変動はみられず、子どもや親にとって深刻な問題であることに変わりはありません。

私は、この夏、長崎県佐世保市で開かれた、ひとりぼっちで悩む人をなくそうと子どもや親、教師、専門家など、様々な立場の人たちが交流を深め、学びあう、「第16回登校拒否・不登校問題全国集い」に参加して、それぞれの生の声を聞くことができました。

教師からは、「追い立てられるような毎日の中でも、不登校の子どもを支えたいと思っています。しかしながら、不登校は“指導力不足”と言われ、残念です」との声が出されました。

また、不登校の子をもつ親からは、「精神科への受診やカウンセリングが紹介されますが、見捨てられたような思いになります。まるで病人扱いされたようで悲しいです」といった声が出されました。

また、小学校、中学校の時、不登校であった青年教師は、「自分にとって一番良かったことは、親が黙って見守ってくれたことです。おかげで、ゆっくり自分を見つめ直すことができました」と発言されていました。

不登校問題は、学校や社会において、生活することが苦しいという子どもたちの「シグナル」であります。不登校となるきっかけは様々であり、子ども一人一人の状況に応じたきめ細かな支援が必要であると思います。

この間、県教委では、スクールカウンセラーなど心理的サポートを行う専門家と学校内での教師等との相談体制の対策をとられてきましたが、必ずしもその連携は十分な体制とはいえません。

親や関係者からは、教育相談や生徒指導に有効なカウンセリング的アプローチができる専任の教員を求める声が上がっています。

そこで、伺います。

一定の研修を重ねながら、生徒指導や教育相談の分野で全校的な視野を持ち、スクールカウンセラーも加わった校内での「チーム会議」の中心的な役割を果たす専任教員の配置と相談室や保健室に代わる居場所の確保が必要と考えますが、所見を伺います。

次に、ひきこもりの若者支援についてです。

地域で不登校の子どもへの支援にかかわっている親の会では、ひきこもりになっている当事者や親が孤立している状況があり、行政の支援の充実を求めています。

具体的には、ひきこもりの青年を対象とする専門の相談や居場所と同時に自立に向けた緩やかな支援ができる自立支援センターの開設です。

全国では、民間、NPOなどによる積極的な取り組み、支援が広がっており、こうした全国の教訓を生かした取り組みが必要です。

そこで、伺います。

第一に、不登校からひきこもりにつながっている状況もあり、切れ目のない支援体制が必要と考えます。ひきこもりなどへの支援状況ならびに成果、課題について伺います。

第二に、親の会やNPOなど民間の取り組みを支援し、行政としての責任ある対応を求めますが、

いかがですか。所見を伺います。

次に、学力テスト、調査について伺います。

2007年より、この間行われてきた全国学力調査は、当時の文科大臣が「競わせて日本の学力を世界一にする」と導入を決めたものです。

そもそも、国・県が実施する学力調査とは、自らの教育施策がどうであったかをみるための「行政調査」であって、現場の教員が子どもたちに実施している各種学力テストとは、目的・性格が異なるものであり、一定期間ごとの抽出調査で十分と言えます。

にもかかわらず、すべての子どもたちを対象にする悉皆(しっかい)調査とされたため、自治体間、学校間の平均点によるランキングばかりが注目され、平均点競争が懸念されています。

国連の勧告の中では、感情、体力、社会性、道徳性、芸術性等の人格を構成する諸側面と連動させてこそ、学力が実効的に獲得されるのか、それとも、学力だけに特化した教育によって効率的に学力が獲得されるのか、現状を把握し、教育の見直しに生かす大人の責任を問うています。

競争教育では、子ども一人一人の学力向上に役立たないと考えます。現場の教師の願いは、子どもの人間形成を助けるという本来の仕事ができる教育環境・条件を保障し、学力調査の中止であります。いかがですか。所見を伺います。

最後に、2010年6月11日、国連「子どもの人権委員会」が日本政府に対し、第3回最終所見、懸念と勧告を行ったことについて伺います。

最終所見では、「日本の学校制度が並外れて優れた学力を達成していることを認識しているものの、学校及び大学の入学を巡って、競争する子どもの数が減少しているにもかかわらず、過度な競争への不満が増加していることに留意・懸念をしている。また、高度に競争主義的な学校環境が就学年齢にある子ども間のいじめ、精神障害、不登校・登校拒否、中退及び自殺の寄与しうることを懸念する」と指摘をして、政府、行政等の勧告に対する取り組みを求めています。この勧告に対する教育長の所見を伺い、すべての質問を終わります。